

平成 14 年 (ワ) 第 19276 号 平成 15 年 (ワ) 第 6732 号 平成 16 年 (ワ) 第 104 号
原 告 シ ャ ム ス リ 外 8 3 9 6 名
被 告 国 外 3 名

報 告 書

2 0 0 4 年 1 1 月 2 4 日

東京地方裁判所第 4 9 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 奥 村 秀 二

弁護士 幸 長 由 美

弁護士 沙 々 木 睦

弁護士 島 村 美 樹

当職らは、Tanjung Pauh (タンジュン・パウ) 村の AS Dt Mudo 氏 (アーエス・ダトゥ・ムド、原告番号 B14) から下記のとおり聴取した。

記

第 1 身上関係

1 私は原告の 1 人で、名前はアブドゥラ・サリム・ダトゥ・ムドといます。1936 年 8 月 9 日にインドネシア国のタンジュン・パウ村で生まれました。現在 68 歳になります。生家では母が農業を営み、芋、トウモロコシ、椰子、ゴムなどを栽培していましたが周辺の家同様、ゴム以外はすべて自給用でした。

父は道路工事などの公共事業に従事する労働者でした。

2 私の学歴は、まずタンジュン・パウ村の村立小学校 (6 年制) を卒業後、パヤクンプの中学校 (3 年制) に入学し、1955 年に同中学校を卒業しました。

その後、タンジュン・パウ村の生家に戻って、村の役場のスタッフとして働き始めま

した。具体的には村の事務長のような立場で、1956年から1982年まで働きました。その傍らで、1958年から1962年までの間は、教師として小学校5年生と6年生のクラスで授業を担当していた時期もありました。このほか、物品売買の仲介による収入もあげていました。これは、自分で物品を安く購入し、それを高い値段で転売することによって、その差額を儲けとするものです。

結婚したのは、1959年です。私は、23歳でした。結婚後は、それまでの生家を離れて、妻の実家に住みました。その後、子供が産まれてからは、妻の親に頼ることができなかったので、自分たちで家を購入し、その家に移り住みました。家族の生計は私が独りで支えました。

3 私の称号である「Dt(ダトゥ)」は、慣習法指導者の地位の一つにあることを表しています。ミナンカバウ文化には、様々なレベルの慣習法指導者がいますが、「Dt」は、スク(氏族)の長としての地位にある者であり、この「Dt」から、村の全部のスク(氏族)をまとめる最高位の慣習法指導者が選ばれています。

私は、コトパンジャン・ダム建設が計画されていた当時からこの慣習法指導者の地位にありましたので、移転や補償に関する協議がなされた会議のいくつかに出席しています。

以下、村の移転等をめぐる経緯について述べます。

第2 村の移転までの経緯

1 最初に計画を聞いたときの事情

コトパンジャンダムの建設計画とそれに伴う移転の話をもっとも最初に耳にしたのは1980年代後半でした。もっともその頃は、住民の間での噂という程度で、私たちからすれば、確認する術もなく、また、そもそも当時は、政府のやることに反対するというような状況ではなかったことから、この噂を自分達で確認しようということにはなりませんでした。

2 最初の公式説明と9項目の要求

結局、正式にインドネシア政府からダム建設に伴う移転の説明を聞いたのは、1989年頃に、県知事がタンジュン・パウ村に来て説明会が開かれたときでした。

このときの県知事の話から、ダム建設に伴って私たちは移転せざるを得ないことを正式に知らされました。私たちとしては移転したくはなかったのですが、当時のスハルト政権の下では、政府のすることには反対はできませんでした。ですから、せめて、財産補償がきちんとなされ、移転先で生活ができるようにすることが必要だと考え、移転にあたっての要望を9項目にまとめて、県知事にこれを提出しました。

9項目の内容は、移転地はリンボダールであれば受け入れる容易があること、水没する財産と共に水没しない財産についても補償すること、補償金は直接住民に支

払うこと、 村出身の有資格者を教師に村の小学校教師に採用すること、 ゴム農園を
実際に移転する2年前に供与すること、 各世帯に家屋を供与すること、 移転地には
国道が通っていること、 学校、モスク等の公共施設を供与すること、 タナウラヤッ
トを存続させることです。

これに対し、県知事は文書による約束は拒否しました。

3 副州知事の説明

その後、1990年の2月頃、まず副州知事のスルカニが村に来て、村の慣習法指導
者や資産家等の有力者を集めて、説明会が行われました。この副州知事の説明会には、
軍関係者、警察、検察も立ち会っていました。

この説明会で、副州知事は、「水力発電所の建設にあたって心配することはない。住
民らの財産は、全て補償される。水没するものもしないものも、庭の生姜まで補償さ
れる。移転先では今よりいい生活ができる。今はござの上で寝ているが、移転先では
ベッドの上で寝ることができる」と言いました。

副州知事に対して、住民から具体的にいくら補償されるのかという質問がありまし
たが、それに対し副州知事は、「ちょっと待ってください、それについてはまた別の会
合が開かれます」という回答でした。

副州知事の説明の後、同席していた県の職員から、移転先で受け取ることができる
設備について説明がありました。その内容は、移転地では政府の費用で6m×6mの
半恒久的な家が準備され、1世帯あたり0.4haの畑地と2haの土地（ゴム園か
アブラヤシかを選べる）が与えられ、さらに移転地では電気が用意されるというもの
でした。

また、以前に私たちが提出した9項目の要望書については、承知していると言いま
した。

4 州知事のと会合

そして、その後、今度は、HASAN BASURI DURIN 州知事との会合が、タンジュ
ン・バリットのマスクで、タンジュンパウ、タンジュンバリット両村合同で行われまし
た。タンジュン・パウ村からは、慣習法指導者全員とその他村のおもだった立場の人た
ちが参加しました。この州知事の説明会には、郡関係者、警察、検察も立ち会っていま
した。

その説明会で、州知事は、「水力発電所が建設されて電力供給の役に立つことは、た
いへん重要なことである」、「移転については心配ない、政府は住民を苦しめようと
しているのではなく、生活改善をしようとしているのだ」というと説明がありました。

ところが、その説明会で示された移転先は、ブルカソック（buluh kasok）もしくはク
バンバランバク（kubang balambak）とであるということでした。しかし、ブルカソッ
クは石だらけの土地であり、クバンバランバクは既に人が住んでおり、いずれも移転で

きる場所はありませんでした。そのため、住民側は示された土地には移転したくない、以前に9項目の要求をしたときに、リンボ・ダータルであれば移転する用意があると要望したことを言いました。これに対して、州知事は、住民が移転することを受け入れるのであれば検討するという回答でした。

なお、私たちが「リンボ・ダータル」を希望していたのは、そこであれば、きれいな水が得られるうえに、移転前の村にも近く、移転後も以前の農地を管理できると考えたからです。

しかし、実際に政府からあてがわれた移転地は、私たちが希望していた土地とは2 kmほどずれているため、平地ではなく水も手に入りにくいところになってしまいました。政府には騙された気持ちでいます。

5 移転同意書

その後、村の役人が各世帯に移転同意書（村ごとの移転先に集団移転するか、補償金だけをもって移転するか、集団農場に行くかを選択するもの）の署名をとって回りました。この時点では、具体的な補償金額は全くわかりませんでした。しかし、私たちは反対することはできませんでした。

そして、すぐに、補償のための土地等の測量が開始されました。

6 パンカラン補償基準合意

(1) 1991年4月、金銭補償の基準を決める会議がパンカランの国立中学校で開かれました。この会議には、村長と慣習法指導者らのごく限られた者が政府側に呼ばれ、私もこの会議に参加しました。政府側からは、県知事や警察署長、県レベルの軍司令官・検察官、政府の関係局職員などが参加していました。

会議では、最初に政府側が用意していた補償基準を説明しました。説明された補償基準は非常に低い基準でした。住民側は、「なぜ、補償金額について事前にムシャワラを行わなかったのか」と聞きましたが、県知事は「これは既に国家レベルで決まったことだ」と答えました。

政府側の態度は一方的で頑強なものでした。その場に参加していた警察署長からは、「望むと望まないに関わらず移転しなければならない」、「移転に同意しなくても、補償基準を受け入れなくても移転はしなければならない」と言い、圧力を受けました。私たちは、「クドゥンオンボの住民のように取り扱わないでほしい」と言いました。クドゥン・オンボの住民たちが、ダム建設による移転に反対して、従前の村に住み続けていたにも関わらず貯水を強行されたことを聞いていたので、そのようなことにはならないようにしたいと思っていました。

政府側の対応が強硬でしたので、住民側では、せめてゴム、椰子、ガンビル、丁子、クリットマニス（木の皮を甘味料として使う樹木）といった作物に対する補償金を上げてくれと申出ました。会議は、午後4時から始まりましたが、深夜12時までかか

りました。その結果、上記の点について、増額を認めてもらうのがやっとでした。

政府の職員から、補償基準の内容についてはリアウ州の人たちとは話し合わないで下さいという話がありました。

(2) この会議には、住民の代表が参加したので、結局、これで住民は補償基準に同意したということになってしまいました。

この合意した補償基準については、タンジュンパウ村では、後日、村長から住民らに説明しました。住民らからはもちろん不満を述べられましたが、会議に参加した者らとしては、努力したことを説明するしかありませんでした。

(3) ところで、この会議に参加した住民代表に対しては、政府から、1人15万ルピアが、「交通費とたばこ代」として支払われました。

また、参加した住民代表は、PLNからジャワ島に招待されました。時期はこのパンカランの会議から2ヶ月もたっていないかと思えます。招待状には、「比較調査を行うため」で、特に養殖についての視察のためだと記載されていました。参加者は、タンジュンパウは6人、タンジュンバリットは12人くらいでした。その他、リアウ州側の各村からそれぞれ12人程度が招待されていたと思えます。ジャワ島では、まずいくつかの養殖池、およびダムを見学に行きました。その後帰りにジャカルタでアンチョール(様々な施設からなる総合テーマパーク)に寄り、その後に映画館にも行きました。その時は日曜日だったと思えます。この招待旅行にあたっては、参加者は1人20万ルピアの小遣いをもらいました。団体はパヤクンプで集合しジャワ島に向かいました。

この招待旅行は、代表に対する懐柔という目的があったと思えます。ですから、こうした旅行に招待されたことは他の村の人たちには内緒にしている人が多かったと思えます。

7 財産目録の作成と補償金支払

その後まもなく、政府側から各々の世帯主について作られた財産目録を見せられて、それに署名を求められました。署名を求められた財産目録には各財産の数量の記載がされておらず、空欄になっているものでした。もちろんきちんと記載されている財産目録に署名する方がよかったですのですが、政府の求めを拒むことはできず、政府を信用するしかありませんでした。

その1、2か月後に補償金が支払われました。補償金を受け取る住民が多かったため、財産のある場所によって3回に分けて支払われました。1回目は1992年6月、2回目はその後、総選挙をはさんで、まもなく3回目、という流れでした。詳しい日付までは覚えていません。

ところで、政府は、沈む土地と沈まない土地の両方に補償金が支払われると約束していたのに、沈んでいない土地には補償金が支払われませんでした。沈んでいない土地で

あっても移転地からは遠いため、利用できないにもかかわらず補償金が支払われなかったのです。

8 移転の実施

タンジュンパウは、1993年7月末から8月にかけて、実際に移転地への移転を行いました。約束された補償も受けられない状況でしたが、移転は受け入れるしかありませんでした。移転を拒めば住民は脅迫されると思っていました。というのは、1992年8月に移転したプロウガダンでは、移転を拒否した人が軍から暴力を受けたり、家の荷物を強制的にトラックで運び出されたという話も聞いていたからです。

政府の約束では、移転先では、半恒久的な住居、0.4haの畑、2年後に収穫可能になる2haのゴム園、2世帯に1個の井戸、1年間無料の電気、モスク、礼拝所、小学校、アスファルト舗装の道路を約束してくれていました。

このうち、まず住居ですが、約束された半恒久的な住居は、地面から50cm位までセメント造りでその上から木造となっていなければならないのですが、移転地の住居はそういった仕様にはなっていませんでした。井戸に関しては、存在はしていたものの、水は十分ではなくまた清潔ではありませんでした。ゴム園にはゴムは植えられていませんでした。電気設備は当初作られず、県知事に要請してはじめて電気設備が作られました。モスクと礼拝所、小学校も作られましたが、モスクと礼拝所は以前と比べて小さすぎ、住民が入りきらないこともありました。そこで結局住民自身で新しいモスク、礼拝所を建てました。礼拝所は現在DUSUN（コミュニティーの単位）毎ですので3つ、モスクは村に1つあります。全て住民の手で建てたものです。

以上の通り、移転地の状況は政府の約束とは全く違っており、住民たちはだまされたと思っています。

第3 私が受けた補償等

1 私が受けた補償金ですが、1回目の支払日に2000万ルピアを受け取りました。これは、家の敷地、ゴム園、カカオ農園、ミカン農園、家屋に対する補償金です。2回目の支払日には、友人と2人で共有していた1ヘクタールの水田に対して、1人につき100万ルピアを受け取りました。従って受け取った補償金の合計は2100万ルピアということになります。このお金は村長から小切手で受け取りました。財産目録は、区画ごとに作成される方式のもので、これら補償対象となった財産については財産目録書が作られ、これに従って支払いがなされたものでした。

しかし私にはまだ補償金を受け取れていない財産が、財産目録にして2区画分あります。1つは、ゴム園と空き地とクリットマニスに対するもので、もう1つは、ゴム園とガンビルとクリットマニスとコーヒー園に対するものです。これらについては財産目録すら作られていませんが、それまでもらった補償金から推測すれば600万ルピア分

が未払ということになります。そのため私は、補償金の支払いをその責任者である地方政府に対して求めましたが、地方政府からは回答がありませんでした。

2 また移転地では、0.1haの土地付き住居、2haの畑、0.4haのゴム農園を受け取りました。

畑には自分でトウモロコシ、芋、バナナの木を植えましたが、土壌が豊かでないため、収穫できたのは1年目だけで2年目以降はまったく収穫があがりませんでした。

移転前、私は農園のほかに食堂を経営していましたが、今はワルン（喫茶店）の経営に変わりました。その理由は、ワルンの方が元手が少なくて済むのと、食堂を始める家が多いので競争率が高いからです。

今は農園からの収入はありません。収入はワルンからの収入のみです。従前所有していたゴム園が遠すぎて行けないのでゴムの収穫もありません。政府から供与された2haのゴム園には他の人たちと同じようにゴムの木が植えられていませんでした。移転前に移転地の様子を見に来ていたときからゴムの木は植えられていませんでしたが、政府からは移転したらゴムの木が植えてある土地を与えられると約束されていたので必ず移転後はゴムの木の植えられて土地が与えられるものと信じていましたが、その信用は見事に裏切られました。

そのため昔私は、年間1424万ルピアを稼いでいたのが、現在はワルンで年間720万ルピアを稼いでいるだけです。貨幣価値も加味して考えると、これは昔の25%程度の水準です。

もっとも移転後の6か月間は米の支給などの生活保障があり、また与えられた土地に作物を植えたら1年目は収穫できたので、まだよかったのですが、先に述べたとおり、2回目以降は作物を植えても何も実らなくなり、ここで政府を疑い始めたのです。

また、はじめのうちは補償金をもらってそれを生活費に充てることができましたが、補償金がなくなってからは生活費が不足するようになり、生活が苦しくなりました。

3 移転した後の方がいい生活ができるという政府の説明とは裏腹に生活水準は確実に下がっています。

現在、私は、政府から騙されて自分の権利を失ってしまったため、生活が大変苦しくて困っています。だからこそ、この裁判で、本件ダム建設資金を援助した日本政府に対し、昔のような生活ができるように責任を果たすことを求めているのです。

何卒、私たちの苦しい生活状況をご理解いただきますようお願い申し上げます。

以 上